



税金

7月の納税

- 固定資産税・都市計画税(第2期)
 - 国民健康保険税(普通徴収/第1期)
 - 介護保険料(普通徴収/第1期)
 - 後期高齢者医療保険料(普通徴収/第1期)
- ▽納期限: 7月31日(木)(口座振替日)
- 今回の口座振替は6月20日までに金融機関で手続きをし

た人が対象となります。

ただし、口座振替依頼書の開始月を「平成20年8月分より」としている人を除きます。納期限の日に指定口座から振替させていただきますので、預金残高の確認をお願いします。

■問い合わせ 税務課収税係

(TEL) 02515、後期高齢者医療保険料については保険課健康保険係 (TEL) 0258)



生活

行政について気軽に
ご相談ください

行政相談委員は、総務大臣

国民年金

年金記録の確認を!「ねんきん特別便」

昨年12月から、すべての年金受給者と一部の現役加入者に社会保険庁より「ねんきん特別便」が送付されていますが、6月からはその他すべての現役加入者に発送されています。お手元に届いたら記載されている年金記録をご確認いただき、必ず回答をお願いします。

[6月以降に送付された現役加入者の人]

「年金加入記録回答票」に、記録の漏れや間違いの有無、氏名・生年月日・住所等の必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で必ず返送してください。

＜お願い＞

年金記録に訂正がある人は記録を統合するための手続きをしていただきますが、記録に訂正がない人も回答票、もしくは確認はがきの提出をお願いします。ご家族や年齢の近い人であっても、同時期に届くとは限りませんので、ご了承ください。

社会保険事務所では、休日相談・出張相談を順次設けていますので、お近くの社会保険事務所へお問い合わせの上ご利用ください。

▷「ねんきん特別便」に関する問い合わせ先

「ねんきん特別便専用ダイヤル」TEL 0570 - 058 - 555

※IP電話・PHSからはTEL 03 - 6700 - 1144

「ねんきんダイヤル」TEL 0570 - 05 - 1165

※IP電話・PHSからはTEL 03 - 6700 - 1165

■問い合わせ 市民課年金係 (TEL) 0253)

岡山社会保険事務局高梁事務所 (TEL) 0572)

から委嘱され、行政サービスに関する相談や行政の仕組み、手続きに関する相談を受け付けています。道路、河川、保険、年金、福祉などの行政に関することについて、どんな小さなことでも気軽に相談ください。市内の行政相談員は次の人です。

地域名	氏名	電話番号
高梁	山川眞智子	060089
有漢	佐分利光夫	0572777
成羽	小川 靖穂	0423904
川上	迫本 光章	0483590
備中	森繁俊太郎	0453184

農地転用には許可が必要

農地転用とは、田や畑を住宅用地、駐車場にするなど、

■問い合わせ 市民課市民係 (TEL) 0254)

文化施設情報

歴史美術館 (TEL 0180) 休館日 毎週火曜日

景年書作展

景年記念館との共催で、備中町出身の書家・川上景年(1903～2003)の代表作約50点を展示します。

会期：7月19日(土)～8月10日(日)

入館料：大人300円、小中学生150円

総合文化会館 (TEL 1040) 休館日 毎週火曜日

「イルカ アコースティック・コンサート」

日時：8月30日(土)

午後6時開演(午後5時30分開場)

入場料：S席5,000円、A席4,000円(当日各500円増)

※未就学児の入場はご遠慮ください。

「松竹大歌舞伎」

演目：一、芦屋道満大内鑑 葛の葉

二、歌舞伎十八番の内 勸進帳

出演：松本幸四郎、中村魁春、中村梅玉、

中村松江、松本錦吾、中村歌江、

坂東亀寿、市川高麗蔵

日時：9月19日(金)

[昼の部] 午後2時開演(午後1時30分開場)

[夜の部] 午後6時開演(午後5時30分開場)

入場料：S席5,000円、A席4,000円(当日各500円増)

チケット販売先：

総合文化会館、地域局(成羽・川上)、

教育委員会分室(高梁・有漢・備中)、

高梁市労働会館ほか市内外プレイガイド

吉備川上ふれあい漫画美術館 (TEL 3664) 休館日 毎週金曜日

「吉備川上漫画グランプリ市内応募作品巡回展」

昨年の「吉備川上漫画グランプリ」の市内応募作品を、市内5カ所の会場で巡回展示します。入場は無料です。

お近くの会場で、ぜひご覧ください。

会場	展示期間
文化交流館市民ギャラリー	7/19(土)～7/27(日)
成羽総合福祉センター	7/29(火)～8/3(日)
有漢生涯学習センター	8/5(火)～8/10(日)
備中地域局	8/12(火)～8/18(月)
川上総合学習センター	8/20(水)～8/31(日)

(注) 備中会場は16日(土)・17日(日)、川上会場は23日(土)・24日(日)・30日(土)は閉場します。



農地を農地以外のものに用途を変更することです。

農地は農地法で守られています。この法律により、農地転用する場合には事前に許可を受けなければならないこととなっています。

許可を受けずに農地を転用することは農地法違反となり、工事の中止や原状回復命令がなされる場合があります。罰則の適用もあります。

自分の農地でも、転用する

場合は農地法に基づく許可が必要ですが、また、他人名義の農地を買う、あるいは借りるなどして転用する場合も、同じく許可を受けなければなりません。

なお、転用しようとしている農地が、農業振興地域内の農用地区域に指定されている場合は、転用申請前に農用地区域からの除外が必要となる場合がありますので、事前に農林課農政係(TEL 0223)

にお問い合わせください。

▽農地転用申請の締切日：毎月20日(閉庁日の場合は翌開庁日)

■問い合わせ 農業委員会事務局 (TEL 0226)、または各地域局産業建設課

古い電話帳の回収にご協力を

NTTグループでは、地球

に優しい取り組みとして、新しい電話帳をお届けする際に古い電話帳を回収し、それを新しい電話帳の原材料とする「電話帳クローズドループリサイクル」の取り組みを行っています。

7月に新しい電話帳をお届けした際には、今までお使いになった古い電話帳を配達員にお渡しください。

なお、新しい電話帳をお届けした際にご不在の場合は、

後日回収にお伺いしますので、お手数ですがタウンページセンターまでご連絡ください。

また、タウンページセンターでは、電話帳に関する各種ご要望(お届け先や配達冊数の変更等)も承っておりますので、気軽にお問い合わせください。

■問い合わせ タウンページセンター(フリーダイヤル0120-5061309)